

院外処方箋の「一般名処方」に関するお知らせ

保険薬局の先生方には、当院の処方せんを応需していただきありがとうございます。当院は、令和5年7月3日より、一部の薬剤から「一般名処方」を開始いたしました。

この度、医薬品の供給不足に対応するために、令和6年3月12日から、対象薬剤を随時拡大させていただきます。引き続き、患者さんへの対応および相談・説明をお願いいたします。

運用変更日

令和6年3月12日

対象薬剤

当院採用医薬品(一部を除く)

処方箋への記載

【般】+「一般的名称」+「剤形」+「含量」

当院への情報提供

保険薬局で一般名処方により調剤を行なった場合、調剤した薬剤の銘柄等に関して当該処方せんを発行した保険医療機関へ情報提供することが義務づけられております。しかしながら、当該医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の可否に関してあらかじめ決められている場合はこの限りではありません。

当院で発行した一般名処方に係わる薬剤に限り、保険薬局からの調剤した薬剤の銘柄等に関する情報提供は不要とし、「お薬手帳による確認」とさせていただきます。お薬手帳には調剤した薬剤に関する情報を、正確に記載いただきますようお願いいたします。

なお、変更不可の医薬品に関する相談・処方変更についてはこれまで通り、電話での疑義照会をお願いいたします。

令和6年3月5日

病院長